

厚生労働省発医政1221第4号
厚生労働省発健1221第4号
厚生労働省発薬生1221第50号
平成30年12月21日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

厚生労働大臣 根本 匠

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成30年12月20日付で株式会社M I C I N 代表取締役 原 聖吾から提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者

株式会社M I C I N 代表取締役 原 聖吾

2. 当該実証計画が提出された日

平成30年12月20日

3. 認定の可否に関する見解

以下に記載する対策が十分に講じられると認められる場合は、生産性向上特別措置法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。

適時の治療機会の確保のため、偽陰性の患者によるインフルエンザの感染拡大防止のため、並びに、検査キットの判定の信頼性を担保するため、

- ①オンライン受診勧奨による、診療の遅延を防止するための対策
- ②対象者が受診勧奨を受けることを担保する対策
- ③オンライン受診勧奨後、参加者が対面受診を行ったか検証する対策
- ④検査キットの適切な使用を確認可能とする対策

4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項

なし